



# AKO COUNTRY CLUB

## 利用約款

赤穂カンツリークラブ

赤穂開発株式会社

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当クラブ会則による外本約款に従ってご利用頂きます。

(利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方及び食事等で入場する方は、当フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。  
これにより当ゴルフ場は、署名者の施設ご利用をお引き受け致します事になります。

(利用料金)

第3条 当ゴルフ場の利用料金は、当クラブが別に定める料金表に基づきます。

(予約のキャンセル料等)

第4条 当ゴルフ場のキャンセル料等の取扱いについては、当クラブの定めるところに従って頂きます。  
土・日・祝日のみ1週間以内のキャンセルについては、メンバー1名につき1,000円、ビジター1名につき3,000円を頂きます。  
クラブ競技については別に定める、キャンセル料明細に基づきます。

(利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りします。  
(1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。  
(2) ビジターについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき。  
(3) 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。  
(4) 利用者が暴力団員又は暴力団関係者である場合。  
(5) 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者。  
(6) 利用者が刺青をしている場合  
(7) 偽名又は他人名義で申込みが行われた場合。  
(8) 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき。  
(9) 本約款に違反したとき。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りすることがあります。  
(1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。  
(2) 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき。  
(3) 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けたとき。  
(4) ルールに従わなかったり、マナーに問題があったり、警告を無視してスロープレーを改めないとき。  
(5) 天災、その他やむを得ない事由により施設の利用ができないとき。  
(6) 本約款に違反したとき。

(休場日、開場時間)

第7条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりますが、臨時的に変更することがあります。

(金銭、その他貴重品)

第8条 貴重品(金銭、その他高価品)は①貴重品ロッカーを利用して頂くか②フロントへお預け頂きます。  
(1) 貴重品ロッカーをご利用頂いた場合、ご利用時間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してお客様の責任において管理して頂きます。従ってロッカー内の保管品については保証など一切の責任を負いません。  
(2) 貴重品をフロントにお預けになられた場合、お預かりした品は預り証持参の方に預り証と引換にお返し致します。  
お預けにならない貴重品等については責任を負いません。  
預り証を紛失した場合直ちに届け出て下さい。

(携帯品、自動車等)

第9条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカー、靴乾燥機の鍵)

第10条 鍵は当ゴルフ場ではお預かり致しません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅配便の事故)

第11条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当クラブは、あくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第12条 ゴルフは時により、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、すべて自己の責任でプレーして頂きます。

(ティグラウンドでの素振り)

第13条 素振りは、ティマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤー以外はみだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第14条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようにして下さい。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第15条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離に前進したと判断されるとき合図ですので、プレーヤーは、合図があっても自己の飛距離を判断しショットして下さい。

(プレーヤーの前方にはでないこと)

第16条 同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第17条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。  
万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし事故を未然に防いで下さい。

(待避及び待避所)

第18条 先行組のプレーヤーが、後続組に対して、プレーさせるときは、後続組が全員打ち終わるまで、待避所又は安全な場所で退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第19条 ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。  
(グリーン上でのスコアの記入は厳に慎んで下さい。)

(襲雷警報が発令された場合)

第20条 襲雷警報が発令された場合及び雷鳴があった場合は直ちにプレーを中断し、待避所等クラブが指定した場所に退避して下さい。  
(警報及び解除はサイレンで連絡します。)

(霧が発生した場合)

第21条 霧発生時の安全運行にご協力下さい。  
(1) 霧発生状況により、スタート時刻が遅れることがありますのでご了承下さい。  
(2) パテライト及びフォアキャディの指示に従って進行して下さい。  
(3) 上記以外においては前の組に打ち込まないように、十分な安全間隔をとって進行して下さい。

(天候異変の場合)

第22条 雪、雨、風等、天候異変時の運行については、クラブの指示に従って下さい。

(クローズ宣言に伴う料金の取扱い)

第23条 天変、その他やむを得ない事由により、プレーの途中でクローズ宣言した時  
(1) 最初のハーフラウンド途中及びハーフラウンド終了時点での中断の場合は、協力費及びゴルフ場利用税は100%、グリーンフィ、キャディフィ、カート使用料は50%を頂きます。  
(2) 折返しのハーフラウンドに入ってから中断の場合は、1ラウンド終了と同額100%頂きます。

(電磁誘導式乗用カートの取扱い)

第24条 電磁誘導式乗用カートの取扱いは危険を伴う場合がありますので安全に気をつけて注意事項に従ってご利用下さい。

(火気使用の禁止)

第25条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止致します。  
マッチの燃え殻、タバコの吸殻は、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(プレー終了後のクラブ等の確認)

第26条 利用者はプレー終了後、所定の位置でクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して規定の用紙にサインをして下さい。確認後はクラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第27条 利用者の故意、又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償していただきます。

(施設内への持込品)

第28条 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止致します。

- (1) 動物のペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲刀剣類。
- (4) 火薬・揮発油等発火、爆発の恐れがあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) 食堂への弁当、飲物の持ち込み。

(行為の禁止)

第29条 施設内で下記の行為は禁止致します。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
- (2) 当ゴルフ場の許可なく物品販売・宣伝広告の行為。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又、不快感を与える行為。
- (4) アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為。
- (5) 利用者以外(含むギャラリー)のコース内立ち入りの行為(特に許可する場合以外は除く。なお、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。)

(非会員の債務の保証)

第30条 会員は紹介した利用者(非会員)が、会社又はゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保障していただきます。

(非会員の周知方依頼)

第31条 会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力お願い致します。

(その他)

第32条 次の各項目についてご協力下さい。

- (1) スタートの30分前までにはご来場下さい。
- (2) 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は極力持参されないようお願い致します。
- (3) 大型ゴルフバッグをご使用の場合、カート積載の都合上、小型バッグに入れ替えさせていただくことがありますのでご了承下さい。
- (4) プレーはハーフラウンド2時間以内を目標に前の組と1ホール以上あけないようお願い致します。
- (5) ボール探しは5分以内をお願い致します。
- (6) プレー中の喫煙はお断り致します。喫煙は灰皿の設置してある場所をお願い致します。
- (7) 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますのでご了承下さい。
- (8) プレーは4人1組を原則として、2人又は3人の場合は他に2名又は1名が加わることをご了承頂きます。
- (9) プレーヤーがアドレスした時は静粛にして下さい。
- (10) 進入路は道路の幅が狭く、また、見通しの悪いカーブが多く大変危険なので、安全運転(スピードは30km/h以下)をお願い致します。
- (11) コンペ商品等、持ち込み品の保管管理はお客様をお願い致します。

(違反の場合の責任)

第33条 利用者が、この利用約款に違反して、第三者損害賠償等の事故を発生させた場合、また、自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

以上